

健康増進計画の策定方針について

1 計画策定の趣旨

平成27（2015）年度を目標とした「白馬村第4次総合計画」は、“白馬の里にひと集い くらし健やか むらごと自然公園”をリーディングプロジェクトに掲げ、現在、3年目が進行中である。基本構想における施策の大綱では、「住民一人ひとりが、自分の健康を守り、共に支えあい、生涯にわたり健康な生活を送ることができ、いつでも安心して適切な医療を受けられる地域社会を目指す。」ものとし、『むらごと健康づくりプロジェクト』と称して、『自律的健康づくり』を目標に取り組みを行っている。

今回策定する本村における健康増進計画は、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」とその策定及び実践を規定している「健康増進法（平成14年法律第103号）」及び、「母子保健の2010年までの国民運動計画（健やか親子21）」とその基本方針となる「母子保健法（昭和40年法律第141号）」を踏まえ、白馬村第4次総合計画に掲げるリーディングプロジェクトを健康づくりの観点から具体化するために策定するものとする。

2 計画策定の背景

我が国では、急速な高齢化や生活習慣病の増加に伴い、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸などを実現するため、平成12年3月に「健康日本21」を第3次国民健康づくり対策と位置付けて発表した。さらにこの運動を基本方針とし、国民の主体的な健康づくり活動を展開するための基盤整備に向け、平成14年8月に健康増進法を制定した。

本村においても、脳卒中、心臓病、糖尿病の誘引である、高脂血・高血糖・高血圧状態を重複して持つ者が増加傾向にある。そのため、このような状態を慢性的に引き起こす、過食、運動不足、ストレスなどの生活習慣を自ら見直し、長期的な取り組みで健康づくりができるように、必要な情報提供や健康教室、相談、訪問指導など、よりきめ細かな保健予防活動が求められている。

一方、平成8～9年度に全国の市町村で一斉に策定された母子保健計画は、策定から5年を経過した平成13～14年度にかけて見直しが行われた。この見直しにあたっては、「健やか親子21」を踏まえて見直すように国から指示が出されていたが、本村においては見直しがされないまま現在に至っている。

3 計画策定の考え方

（1）法令等の根拠

健康増進法第8条第2項において、健康増進計画の策定が市町村の努力義務と規定されていることに伴い、本計画を策定する。

（2）計画の位置づけ

本計画は、「白馬村第4次総合計画」の基本構想及び基本計画を上位計画とし、「白馬村次世代育成支援行動計画」、「白馬村障害者計画」、「白馬村障害福祉計画」との整合性を図るとともに、平成13年度に計画期間が終了して以来見直しがなされなかった「白馬村母子保健計画」、平成19年度

で計画期間が終了した「白馬村老人保健福祉計画」の保健分野についても、本計画の一環として位置づけるものとする。

（３）重視するポイント

①住民主役

本村が目標としている「自律的健康づくり」を実現するため、健康づくりの主役である村民自らが役割を自覚し、行動する過程を重視していくことが大切である。このため、計画の策定、実施、評価の全ての場面において、村民が参画することを重視する。

②目的志向・成果重視

計画づくりの目的と目標を明らかにしたうえで、計画策定後に目的と目標が達成されているかどうか、Plan（計画）⇒Do（実践）⇒Check（評価）⇒Action（見直し）のサイクルに沿って成果を求めていくことを重視する。

③健康課題に応じた支援

健康課題を把握したうえで、課題に応じた支援を行うことを重視する。

（４）計画期間

本計画は、平成２１年度から平成２５年度までの５年間を計画期間とする。ただし、国が推進する「健康日本２１」及び「健やか親子２１」、また、長野県が推進する「健康グレードアップながの２１」の計画期間が平成２２年度であることから、これらの計画を勘案するとともに、今後の社会情勢の変化等も考慮しながら必要に応じて見直しを行う。

４ 計画の策定体制

（１）白馬村健康づくり推進協議会

本村では、住民に密着した総合的な健康づくり対策を積極的に推進するため、国民健康づくり地方推進事業実施要綱（昭和５３年厚生省衛生局長通達）に基づき、「白馬村健康づくり推進協議会」を設置している。このたび、公募による住民代表の参画など、時代のニーズや実態に合うように協議会設置要綱を改正したうえで新たに立ち上げ、健康増進計画の策定のみならず、毎年策定する保健事業実施計画の策定、評価を行う。

（２）計画策定分科会

住民の様々な生活の場面で、よりきめ細かな健康づくりを検討することができるように、協議会のもとに分科会（作業部会）を設置する。

分科会は、当面、成人・高齢者保健分科会と母子保健分科会の２つとする。また、計画づくりにあたっては行政主導ではなく、住民の声を反映させた計画とすることから、委員の選出に配慮するとともに、会議の進め方もワークショップ方式を取り入れる。

白馬村健康づくり推進協議会	－	成人・高齢者保健分科会
	－	母子保健分科会

（３）計画策定事務局

白馬村住民福祉課を計画策定事務局とし、庁内各課、県との連携及び県計画との整合を図るとともに、協議会及び分科会の意見、提言等を踏まえて調整を図り、計画素案作成から計画案作成に携わる。

５ 村民参画の手法

ヘルスプロモーションの理念を踏まえた計画になるように、村民参加による健康づくり運動の推進を目的とするため、計画の策定、計画の推進、計画の評価の全ての段階を村民参加により進める。

（１）計画策定組織に村民代表を加える

白馬村健康づくり推進協議会の委員に公募による村民代表を加える。

（２）アンケート調査の実施

食生活、運動、ストレスなどの実態と健康や母子保健サービスに対する意識を把握し、健康増進や母子保健の施策を検討する基礎資料とするため、村民の実態調査及び意識調査を実施する。

（３）グループインタビューの実施

村民の生の声を計画に反映させるため、グループインタビューを行う。

（４）パブリックコメントの実施

素案作成の時点で、村民からパブリックコメントを募集する。

6 計画の体系（案）

（仮称）元気プラン 健やか白馬21

テーマ

『支えようこどもの育ち、見つめよう自分の生活習慣』



目 標

- ◎ 安心して子供を産み、育てられるむらづくり
- ◎ 自ら健康づくりに取り組めるむらづくり
- ◎ 生涯にわたって、健やかで生きがいに満ちたむらづくり



基本方針

- 一次予防の重視
- 村民主体の健康づくり
- 健康づくり支援の環境整備
- 健康目標の設定と評価

